

改正育児・介護休業法等説明会 を開催します

育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が令和7年4月1日より段階的に施行されることとなりました。

改正育児・介護休業法等の普及・啓発活動として、人事労務を担当する事業者や労働者を対象に、北海道4か所の都市で説明会を開催します。

会場	内容
札幌会場	札幌第一合同庁舎 2階講堂（札幌市北区北8条西2丁目1-1） 令和7年1月15日（水）、16日（木） 午前の部 10：00～11：30 午後の部 14:00～15:30 ※公共交通機関でお越しください。
函館会場	サン・リフレ函館 2階大会議室（函館市大森町2番14号） 令和7年1月21日（火）※駐車場の台数には限りがありますので、 14：00～15：30 公共交通機関でお越しください。
旭川会場	大雪クリスタルホール 旭川市国際会議場（大会議室） （旭川市神楽3条7丁目） 令和7年1月24日（金）※駐車場の台数には限りがありますので、 14：00～15：30 公共交通機関でお越しください。
帯広会場	とかちプラザ 2階視聴覚室（帯広市西4条南13丁目1） 令和7年1月28日（火） 14：00～15：30 ※駐車場の台数には限りがありますので、 公共交通機関でお越しください。

【第1部】育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法改正の概要

法改正の概要について、北海道労働局職員がわかりやすくお伝えします！

1.改正の背景・概要	2.改正の内容	3. 各種事業
●今回の育児・介護休業法等の改正に至った背景を説明します。 ●育児・介護休業などの現状について説明します。 ●今後の施行スケジュールを説明します。	●子の看護休暇の要件変更、新設予定の柔軟な働き方を実現するための措置などの詳細を説明します。 ●新設予定の介護休業に係る措置を説明します。 ●一般事業主行動計画やくるみん認定の改正内容を説明します。	●労働者の両立支援を進めるための事業（両立支援助成金など）について新コースも含め説明します。 ●両立支援に係る各種委託事業について説明します。

第2部 法改正を踏まえた事業主の取組について

- 法律の改正内容は分かるけど、実際何をしたら良いの？
- どうやって就業規則や規程の見直しをしたら良いの？
- 従業員にどうやって周知すれば良いの？ など

北海道労働局委託事業

実際の運用に関し、北海道働き方改革推進支援センター専門家がわかりやすくお伝えします！



辻田 亜紀子

札幌大通こぐま社会保険労務士事務所
平成22年社会保険労務士試験合格。平成29年『札幌大通こぐま社会保険労務士事務所』を開設。多様な職務経験と保有資格（行政書士、英検準1級等）を活かし、気軽に相談できる身近な専門家として労務顧問を中心に活動。企業の働き方改革の推進支援や技能実習生の法的保護講習の講師等も行う。



望月 英詞

セントラル法令オフィス共同代表
社会保険労務士、キャリアコンサルタント。大学卒業後、小売業界で接客及び店舗運営業務に従事。平成14年、望月社会保険労務士事務所を開業。令和2年セントラル法令オフィス共同代表に就任。事業者の理念を尊重し、押し付けではなくお客様自身が気づき、自ら行動するためのサポーターであるように心掛けています。

※講師は会場により異なります【辻田講師】札幌会場AM、旭川会場、帯広会場 【望月講師】札幌会場PM、函館会場

※北海道庁から各種両立支援に関する施策や、北海道カスタマーハラスメント防止条例についてのご案内を併せて実施します

※説明会終了後、個別相談の時間を設けます。

参加費	無料
説明会主催	主催 厚生労働省北海道労働局 共催 北海道庁
申込方法	参加登録はこちらからお願いします。 <北海道労働局サイト> https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/kaiseiikukai20240618_00001.html ※参加登録期限 ・札幌会場 令和6年12月27日（金）定員100名 ・函館会場 令和7年1月10日（金）定員80名 ・旭川会場 令和7年1月10日（金）定員112名 ・帯広会場 令和7年1月17日（金）定員80名 ※定員に達した場合、参加登録期限前に締切させていただきます ※本会場における参加可能人数は、1事業者当たり 2名以内とさせていただきます。 

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正サイト（厚生労働省）もご覧ください。

育児・介護休業法

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

次世代育成支援対策推進法

https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/index.html



お問い合わせ先

北海道労働局雇用環境・均等部指導課 電話 011-709-2715